

令和6年7月19日

保護者及び生徒の皆様へ

呉市立郷原中学校
校長 宮内 雅美

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について

盛夏の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、呉市教育委員会より次のとおり通知がありましたので連絡いたします。

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の改正が行われ、これまでの「熱中症警戒アラート」を熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに一段上の「熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」といいます。）」が新たに創設されました。

については、次の点について、ご確認ください。

1 「熱中症特別警戒アラート」の概要について

	熱中症特別警戒アラート
位置付け	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 ＜過去に例のない広域的な危険な暑さを想定＞
発表基準	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35℃に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃 （前日午前10時頃の予測値で判断）

2 「熱中症特別警戒アラート」の発表時の主な学校の対応について

（1）暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、これまでどおり、運動を屋外・屋内を問わず中止いたします。
（2）行事等においては、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討いたします。
（3）具体的な対応については、「熱中症特別警戒アラート」発表時に改めて連絡します。